

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(改善命令等)</p> <p>第17条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある<u>場合</u>において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>(改善命令等)</p> <p>第17条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(汚水等排出施設の設置の届出)</p>	<p>(汚水等排出施設の設置の届出)</p>
<p>第24条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第24条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等排出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項（<u>汚水等排出施設が健康有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する汚水等排出施設（以下「健康有害物質使用汚水等排出施設」という。）に該当しない場合</u>にあつては、第5号を除く。）を知事に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p>
<p>(5) [略]</p>	<p>(5) <u>汚水等排出施設の設備</u></p>
<p>(6) [略]</p>	<p>(6) [略]</p>
<p>(6) [略]</p>	<p>(7) [略]</p>

(7) [略]

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第26条 第24条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第27条 知事は、第24条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第24条の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(準用)

第28条 第13条の規定は、第24条又は第26条の規定による届出をした者について準用する。

(8) [略]

(汚水等排出施設の構造等の変更の届出)

第26条 第24条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第24条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第27条 知事は、第24条の規定による届出又は前条の規定による届出（第24条第4号又は第6号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があった場合において、排出水の汚染状態が当該汚水等特定事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排水水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第24条の規定による届出に係る汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第24条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る健康有害物質使用汚水等排出施設が第29条の2第1項の規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る健康有害物質使用汚水等排出施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第24条の規定による届出に係る健康有害物質使用汚水等排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第28条 第24条の規定による届出をした者又は第26条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それ

ぞれ、その届出に係る汚水等排出施設を設置し、又はその届出に係る汚水等排出施設の構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 第14条及び第15条の規定は、第24条又は第25条の規定による届出をした者について準用する。

2 知事は、第24条又は第26条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用)

第28条の2 第14条及び第15条の規定は、第24条又は第25条の規定による届出をした者について準用する。

(健康有害物質使用汚水等排出施設に係る構造基準等の遵守義務)

第29条の2 健康有害物質使用汚水等排出施設を設置している者は、当該健康有害物質使用汚水等排出施設について、健康有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として規則で定める基準を遵守しなければならない。

2 第8条第3項の規定は、前項の基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(改善命令等)

第30条 [略]

2 第29条第2項の規定は、前項の規定に基づく命令について準用する。

第30条の2 知事は、健康有害物質使用汚水等排出施設を設置している者が第29条の2第1項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該健康有害物質使用汚水等排出施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該健康有害物質使用汚水等排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(事故時の措置)

第32条 汚水等特定事業場の設置者は、当該汚水等特定事業場において、汚水等排出施設の破損その他の事故が発生し、健康有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第2条第9号イに規定する項目について排水基準に適合

(改善命令等)

第30条 [略]

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づく命令について準用する。

(事故時の措置)

第32条 汚水等特定事業場の設置者は、当該汚水等特定事業場において、汚水等排出施設の破損その他の事故が発生し、健康有害物質を含む水が当該汚水等特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことに

より人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き健康有害物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 [略]

(測定等)

第89条 ばい煙排出者及び排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、ばい煙量その他の規則で定める事項を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(罰則)

第95条 第12条、第17条第1項、第27条、第30条第1項、第41条第2項、第50条第2項、第53条第2項又は第74条第1項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

(1) [略]

(2) 第13条第1項(第28条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(3) [略]

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) [略]

しないおそれがある水が当該汚水等特定事業場から公共用水域に排出され、又は健康有害物質を含む水が当該汚水等特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き健康有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は健康有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 [略]

(測定等)

第89条 ばい煙排出者及び排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、ばい煙量その他の規則で定める事項を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 健康有害物質使用汚水等排出施設を設置している者は、当該健康有害物質使用汚水等排出施設について、規則で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(罰則)

第95条 第12条、第17条第1項、第27条、第30条第1項、第30条の2、第41条第2項、第50条第2項、第53条第2項又は第74条第1項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、15万円以下の罰金に処する。

(1) [略]

(2) 第13条第1項又は第28条第1項の規定に違反した者

(3) [略]

第99条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) [略]

(2) 第89条第1項又は第2項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記

(2) [略]

(3) [略]

録をし、又は記録を保存しなかった者

(3) [略]

(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第24条の規定によりされている届出は、この条例による改正後の県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第24条の規定によりされた届出とみなす。